

## 💡 3歳未満の子を養育している組合員の方の特例「養育特例」

養育特例とは、3歳未満の子を養育中の組合員の標準報酬月額が、養育を始めた月の前月（基準月）よりも下がったとき、組合員の申出により、基準月の標準報酬月額で年金額を計算する制度です。これにより、養育期間中の標準報酬月額の低下による将来の年金額の減少を防ぐことができます。

### 対象者

#### 3歳未満の子と同居し、養育している組合員

・組合員同士の夫婦は、夫婦どちらにも適用可能です。 ・育児休業等を取得していない方も対象となります。

### 養育特例を受けることができる期間

次の「開始」に該当する日の属する月から、  
「終了」に該当する日の属する月の前月までが養育特例の適用期間となります。

開始

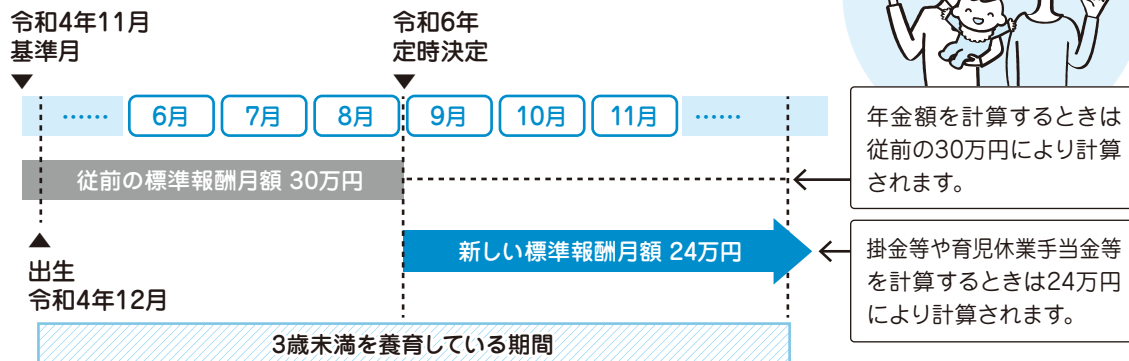
- ① 3歳未満の子を養育することとなった日
- ② 3歳未満の子を養育する者が新たに共済組合の組合員の資格を取得した日
- ③ 産前産後休業が終了した日の翌日
- ④ 育児休業が終了した日の翌日

終了

- ① 養育している子が3歳に達した日
- ② 組合員が死亡した日、または退職した日（組合員でなくなった日）
- ③ 他の3歳に満たない子の養育特例の申出をした日
- ④ 子が死亡したとき、または子を養育しないこととなった日
- ⑤ 産前産後休業もしくは育児休業を開始した日
- ⑥ 組合員が70歳に到達したとき

※申出が遅れ、申出日より前に養育期間がある場合、養育期間のうち、申出日が属する月の前月までの2年間について、遡って適用を受けられます。

### 養育特例のイメージ



### 養育特例の申請は どのようにしたらいいの？

養育特例の適用を受けるためには、  
次の書類を勤務先の共済組合事務担当課に提出してください。

〈申請書類〉

- 養育期間標準報酬月額特例申出書
- マイナンバーカードの両面コピー
- ★ 戸籍記載事項証明書 または 戸籍謄(抄)本

★ 世帯全員の住民票

★はマイナンバーを申出書に記入し、マイナンバーカードの写しを提出することにより省略できる場合があります。

「養育特例を受けることができる期間」の③～⑤に該当した場合は  
「養育期間標準報酬月額特例終了届出書」を勤務先の共済事務担当課へ提出してください。